

1 本試験を徹底的に分析した結果見えた来年度の試験傾向

1 来年度試験傾向

- ・ 個数問題
- ・ 学説問題
- ・ 推論問題

午前択一

	組合せ	単純正誤	個数	その他
憲法	2 (2)	(1)		1
民法	18 (15)		2 (5)	
刑法	3 (3)			
会社法	9 (9)			
計	32 (29)	(1)	2 (5)	1

午後択一

	組合せ	単純正誤	個数	その他
民事訴訟法	5 (5)			
民事保全法	1 (1)			
民事執行法		1	(1)	
司法書士法	1 (1)			
供託法	3 (3)			
不動産登記法	14 (11)	1	1 (4)	(1)
商業登記法	5 (6)		2 (2)	1
計	29 (27)	2	3 (7)	1 (1)

2 各科目の特徴

- ・ 憲法

人権：統治＝1：2の法則
(H23～H27)

- ・ 民法

財産譲渡登記に関する論点のレギュラー化？
(H27-8-ア、H26-17-ウ、H23-8-エ、H22-17-ウ)
出題可能性の低い論点も条文レベルで対応する必要あり
(選択債権H27-16、成年後見H27-21)

- ・ 刑法

総論：各論＝2：1の法則
(H22～H23 総論 1：各論 2、それ以外は、総論：各論＝2：1)

- ・ 会社法

株式会社 ⇒7問
その他 ⇒2問(持分会社横断知識、商事消滅時効)

- ※ (H26)

株式会社 ⇒7問
その他 ⇒2問(持分会社横断知識、商行為の代理)

- ※ (H25)

株式会社法 ⇒7問
その他 ⇒2問(合名会社、商行為)

- ・ 民事訴訟

難化⇒易化⇒難化⇒易化 傾向のズレ？

- ・ 民事保全・民事執行・司法書士法・供託法

過去問レベルで安定

・不動産登記法

明らかな難化

理由①横断知識（第 13 問、第 15 問、第 22 問）

理由②実務的なアプローチ（第 17 問）

理由③受験生目線でない問題（第 25 問肢工）

・商業登記法

株式会社 ⇒4 問

その他 ⇒4 問（持分会社横断知識、資産の総額、特例有限会社、審査請求）

※（H26）

株式会社 ⇒7 問

その他 ⇒1 問（商業登記制度）

※（H25）

株式会社法 ⇒7 問

その他 ⇒1 問（一般社団法人）

※明白な誤りが発見された場合試験時間が延長される？

午前の部第 6 問設問イの「甲建物」を「甲土地」に訂正 ⇒○

午後の部第 36 問 46 頁 8 行目の「債権額」を「極度額」に訂正 ⇒ ×

※改正論点出題実績（H27）

午前第 30 問肢イ（監査役の会計限定の登記の可否）

午後第 29 問肢ア（代表取締役の辞任時における印鑑証明書の添付）

午後第 29 問肢イ（会計監査人選解任時における議案の内容の決定）

午後第 10 問肢ア（供託における取戻し請求の入金先）

3 現時点で判明している法改正

- ・不動産登記令（施行予定日、平成 27 年 11 月 2 日）
不動産登記の申請人が法人の場合に添付する、代表者の資格証明書について、改正後は、会社法人等番号を提供することで省略できる取り扱いに変更となる。
（原則添付、例外省略 ⇒ 原則省略へ）

- ・商業登記規則（施行予定日、平成 27 年 10 月 5 日）
※商業登記規則等の一部を改正する省令パブリックコメントより

整備法による改正後の商登法第 7 条において、登記簿には、法務省令で定めるところにより、特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号として会社法人等番号を記録することとされた。このため、その記録等についての規定を新設する（商登規第 1 条及び第 5 2 条の 2）。

また、会社法人等番号を記録すべき登記記録の区を規定するための改正をする。

添付書面の特例

整備法による改正後の商登法第 19 条の 3 において、商登法の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しないとされた。このため、その添付を要しない場合を定める規定を新設する（商登規第 36 条の 3）。

4 動産譲渡登記制度

1 効果

動産譲渡登記ファイルに記録（登記）することにより、動産の譲渡について引渡し（民法第178条）があったものとみなされ、第三者対抗要件が具備される。

2 ポイント

- ・ 動産譲渡登記の対象となる動産の譲渡人は、法人のみに限定される。
- ・ 個別動産、集合動産のいずれの譲渡も、登記することが可能。

3 法務局、登記事項について

取り扱い法務局	東京法務局
動産譲渡登記事項ファイル 登記事項	① 譲渡人の商号（名称） ② 本店（主たる事務所） ③ 当該譲渡の概括的な内容

4 登記の対象及び効力

動産譲渡登記の対象	法人が行う動産の譲渡に限定
効果 ※1	対象動産の譲渡について、引渡し（民法第178条）があったものとみなされ、対抗要件が具備される。※2

※1 動産譲渡登記は、動産の譲渡の事実を公示することを目的とするものであって、当該動産の存在自体やその所有権の帰属を公示することを目的とするものではない。

動産譲渡登記は動産譲渡ごとに独立の登記として動産譲渡登記ファイルに記録されるので、登記された動産がさらに転々譲渡されて登記された場合においても、当該動産が転々譲渡されていく経緯が一個の登記をもって公示されるわけではない。

※2 動産譲渡登記では、「登記の年月日」のほか、「登記の時刻」も記録される。

5 動産の特定方法について

譲渡の対象たる動産を特定し、公示するための情報

- ① 必須の記録事項・・・「譲渡に係る動産を特定するために必要な事項」
- ② 任意の記録事項・・・「有益事項」

「譲渡に係る動産を特定するために必要な事項」の記録の方法

- a 動産の特質によって特定する方法
- b 動産の保管場所の所在地によって特定する方法

〈記録例〉

(1) 動産の特質によって特定する方法（機械を登記する場合の典型例）

【種類】 マシニングセンタ

【特質】 製造番号：AB0001

【備考】 型式：CD-X、製造社名：××株式会社

(2) 動産の特質によって特定する方法（譲渡に係る動産をより明確にするために、保管場所の名称等を有益事項として記録する場合の典型例）

【種類】 油圧式プレス機

【特質】 製造番号：2005ABC0001

【備考】 動産の名称：スーパープレスター、型式：TW-25、製造社名：動産精機株式会社、保管場所の所在地：東京都中野区野方一丁目34番1号、保管場所の名称：動産商事株式会社本社工場

(3) 動産の特質によって特定する方法（牛を登記する場合）

【種類】 牛

【特質】 個体識別番号：0123456789

【備考】

5 学習プランニング

1 司法書士試験合格の絶対的黄金律！

- ・ 択一で上乗せ点も含め 60 問得点し逃げ切る！
- ・ 記述は基準点 + α を守り切る！

- ・ 択一で上乗せ点も含め 60 問得点し逃げ切る！
⇒ 努力が得点に結びつきやすい。1 問 3 点と明確。
- ・ 記述は基準点 + α を守り切る！
⇒ 採点がブラックボックス。
- ・ リピートの大切さ



2 目標得点数

【午前科目】

午前の部	出題問題数		獲得問題数
憲法	3問		2問 (3問)
民法	20問		18問
刑法	3問		3問 (2問)
会社法	9問		7問
計	35問		30問

【午後科目】

午後の部	出題問題数		獲得問題数
民事訴訟法	5問		4問
民事執行法	1問		1問
民事保全法	1問		1問
司法書士法	1問		1問
供託法	3問		3問
不動産登記法	16問		14問
商業登記法	8問		6問
計	35問		30問

3 スタートラインを見定める

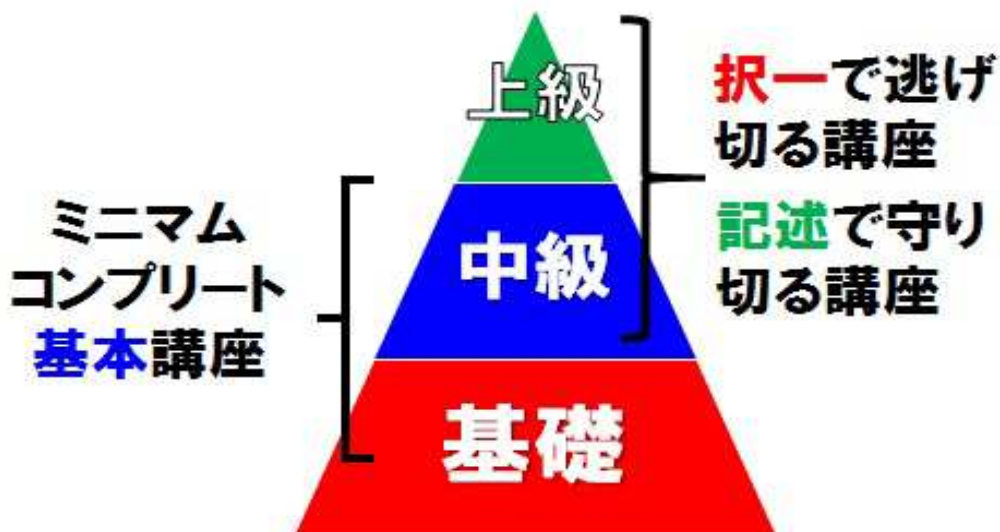
上乗せだけでいい？

基礎から再構築する方がいい？

- ・ 学習環境別（兼業、専業）学習プランの立て方

- ・ どの時期に？何をどのくらいやるべきか？についての具体的指針

2016年合格を確実にする 秋からの3つのスタートライン



<p>ミニマムコンプリート基本講座 全 90 回 9 月～4 月(週 2～3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これから基礎を再構築した上で確実に合格を狙いたい方! ・これから初めて学習し確実に 2016 年度合格を狙いたい方!
<p>択一で逃げ切る講座 全 34 回 8 月末～4 月 (週 1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・択一で上乗せ点も含め 60 問確実に得点したい方!
<p>記述で守り切る講座 全 16 回 11 月～2 月 (週 1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・採点方法が不明確な記述において、どのような問題が出題されても確実に基準点+α を得点できるようにしたい方!

1 「択一で逃げ切る講座」(8月末開講、全34回)

1 択一で60問得点する!

- ・ 択一で60問得点し、記述は基準点+ α を狙う。

2 このような受験生へ

- ・ 確実に択一で60問得点したい方!
- ・ コンパクトかつパワフルな講義を求めている方!
(週1回、3h)

3 「ミニマムレポート」で「知識精度」を高める

- ・ 知識量ではない、知識の“正確さ”が合否を分かち!
レポートで徹底して知識の精度を高める。

4 バージョンアップ

- ・ オリジナル問題演習を講義の最初に導入
自らの弱点を意識する。

2 「記述で守り切る講座」(11月開講、全16回)

1 記述で基準点+ α を狙う!

- ・ 択一で60問得点し、記述は基準点+ α を狙う。

2 このような受験生へ

- ・ 時間短縮と正確さから、絶対的な『解法』を修得されたい方!
- ・ 出題可能性の高い新作問題をガンガン解きたい方!
- ・ 記述と択一(登記法)との学習を効率的に進めたい方!
- ・ 確実に安定して基準点を超えたい方!

3 「論点ミニмум修得講義」及び「解法ミニмум修得講義」

論点ミニмум修得講義 (30分)	記述特有の論点をミニмумに解説
解法ミニмум修得講義 (2時間30)	本試験レベルの量・質の問題を毎回2問扱い、問題の読み方、思考方法などを解法を交えて伝授

③ 「ミニマムコンプリート基本講座」(9月開講、全90回)

1 基礎再構築 or 基礎構築

- ・「ミニマムリピート合格法」で基礎から構築し、合格を確実にする。

2 このような受験生へ

基礎を再構築して応用へ結びつけ確実に合格を勝ち取りたい！

- ・今まで独学で学習してきた若しくは、他の講座を受講したことがあるが得点がいま一つ伸び悩んでいる方。

初めて学習される方で確実に一発合格を狙いたい！

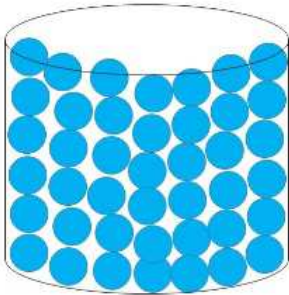
- ・徹底的に無駄を省いた合理的な講座で、確実に一発合格を狙いたい方。

3 秋からスタートし基礎から合格につなげる事ができる。

- ・9月開講(週2~3回)
- ・全90回で択一及び記述が基礎から完結する。
※他の基礎講座 130~180回

4 講座イメージ図

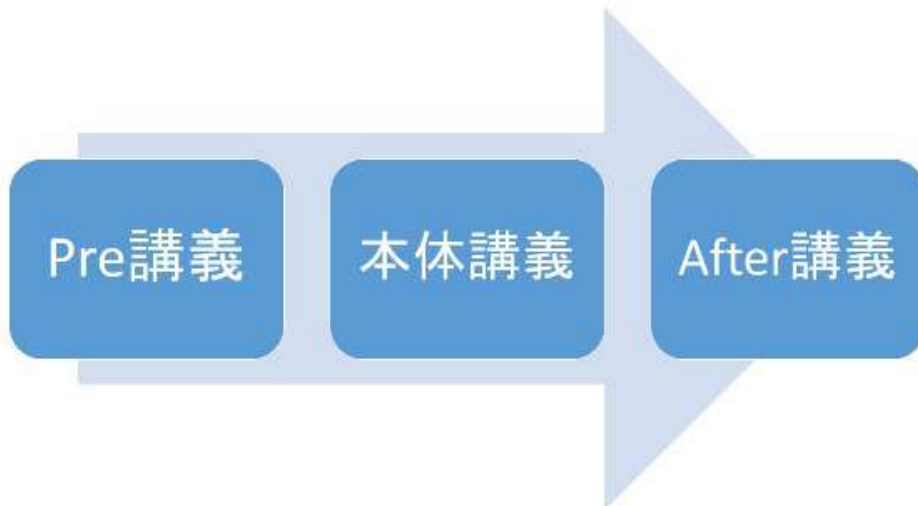
『ミニマム』を入れる！



『リピート』で知識を正確に定着させる！



5 徹底した「リピート体系」で合格を確実にする



小さく3回のリピートをし、大きなリピートにつなげる

- ・ Pre 講義・・・各論点の概要を WEB、講義の始めに理解
- ・ 本体講義・・・合格に必要な知識を基礎からミニマムに伝授
- ・ After 講義・・・各回の論点を復習し、知識の定着度を確認

4 質問受付体制

1 個別質問受付・質問専用アドレス・FAX番号

- ・ライブ受講の方・・・個別質問受付
- ・通信受講の方・・・質問専用アドレス or ファックス
- ・「ミニマムコンプリート基本講座」専用・・・LINE@

5 学習サポート体制

1 SNS等

- ・司法書士試験総合情報サイト（HP）
- ・司法書士試験ライジングサン（ブログ）
- ・司法書士試験ライジングサン（twitter）

朝倉 日出男 講師担当

(主な担当) 講座	基礎再構築 or 基礎構築講座 「ミニマムコンプリート基本講座」(9月開講)
	中上級講座「択一で逃げ切る講座」(8月末開講)
	中上級講座「記述で守り切る講座」(11月開講)
ホームページ	「司法書士試験」総合情報サイト http://www.minimumrepeatsihousiyosi.com/
ブログ	「司法書士試験 ライジングサン」 http://sihousyosisikennrisingsun.blog.jp/
Twitter	「司法書士試験 ライジングサン」 https://twitter.com/ddgbs103

【近日開催ガイダンス】

- ・膨大なテキストだから定着しない。合格のミニマムはこう作る！(無料)
(※司法書士試験合格に特化した必要不可欠な知識の作り方をご伝授致します)
8月1日(土) 14:00～15:30 大阪本校
8月2日(日) 17:30～18:30 東京本校
8月8日(土) 13:00～14:30 岡山校
8月9日(日) 13:00～14:30 名古屋本校
- ・基準点発表！基準点を確実に越える知識精度の作り方(無料)
(※確実に基準点を越える最も効率的な勉強法をご伝授致します)
8月15日(土) 11:00～12:30 東京本校
8月16日(日) 14:00～15:30 大阪本校